

第 181 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 28 年 8 月 4 日（木）

午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分まで

場 所：県庁行政庁舎 9 階 第 1 会議室

○次第

1 開 会

2 会長の選任等

3 報 告

第 180 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

4 議案審議（2 件）

議案第 2330 号 石巻広域都市計画緑地の変更について

議案第 2331 号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

5 そ の 他

6 閉 会

○出席委員

阿留多伎 真人	尚絅学院大学環境構想学科教授
伊 藤 惠 子	株式会社はなやか代表取締役
伊 藤 直 司	元宮城県公営企業管理者
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
小野田 泰 明	東北大学大学院工学研究科教授
徳 永 幸 之	宮城大学事業構想学部教授
舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学部教授
松 尾 元	農林水産省東北農政局長（代理）
尾 関 良 夫	国土交通省東北運輸局長（代理）
川 瀧 弘 之	国土交通省東北地方整備局長（代理）
中 尾 克 彦	宮城県警察本部長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
齋 藤 正 美	宮城県議会議員
高 橋 啓	宮城県議会議員
秋 山 昇	宮城県町村議会議長会会長

（以上 15 名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第 2330 号（石巻広域都市計画緑地の変更について）

【議決】原案を承認する。

- ・議案第 2331 号（仙塩広域都市計画下水道の変更について）

【議決】原案を承認する。

○議事

平成 28 年 8 月 4 日（木）午後 1 時 30 分 開会

1 開 会

○事務局（大内総括） 定刻となりましたので、ただいまから第 181 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

○事務局（大内総括） 議事に入ります前に事務局から御報告がございます。去る 5 月 17 日に、本県都市計画審議会会長を務めておりました、森杉壽芳先生がお亡くなりになりました。

森杉先生におかれましては、平成 16 年 4 月から 12 年余に渡り、本審議会の委員を務められ、都市計画の推進について貴重な御意見をいただけてきました。平成 24 年 5 月からは、本審議会の会長に就任され、東日本大震災からの復興まちづくりに関する多くの困難な課題に対し、的確な御助言をいただき、本審議会の運営に多大な御貢献をいただきました。

ここに謹んで黙祷を捧げたいと思います。恐れ入りますが、皆様、御起立をお願いいたします。それでは、黙祷を始めます。

黙祷。

[黙 祷]

○事務局（大内総括） 黙祷を終わります。御着席願います。

○事務局（大内総括） 続きまして、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧ください。学識経験者の委員につき、任期満了に伴う改選を行った結果、名簿に記載のとおりとなっております。新たに委員に就任をいただきました、3 名の方々を御紹介いたします。

宮城大学教授の徳永幸之委員でございます。

○徳永委員 よろしく申し上げます。

○事務局（大内総括） 徳永委員におかれましては、交通計画及び地域計画を御専門とされ、東北大学大学院情報科学研究科准教授を経て、平成 20 年 4 月から宮城大学事業構想学部教授に就任されております。

○事務局（大内総括） 同じく、宮城大学の舟引敏明委員でございます。

○舟引委員 よろしくお願ひします。

○事務局（大内総括） 舟引委員におかれましては、都市計画及びランドスケープを御専門とされ、国土交通省都市局公園緑地・景観課長、同じく大臣官房審議官を歴任され、本年4月から、宮城大学事業構想学部教授に就任されております。

次に、本日は御都合により欠席されておりますが、弁護士の門間久美子委員でございます。門間委員におかれましては、平成元年から仙台弁護士会所属の弁護士として活躍されております。

○事務局（大内総括） 次に、関係行政機関の委員のうち、2名の委員の委嘱換えがございましたので、御紹介いたします。農林水産省東北農政局長の松尾元委員でございます。本日は代理として、農村振興部農村計画課課長補佐の浅沼慶二様に御出席をいただいております。

○松尾委員（代理出席：浅沼農村振興部農村計画課課長補佐） よろしくお願ひします。

○事務局（大内総括） 東北運輸局長の尾関良夫委員でございます。本日は代理として、交通政策部計画調整官の島田順一様に御出席をいただいております。

○尾関委員（代理出席：島田交通政策部計画調整官） 島田です。よろしくお願ひします。

■会議の成立

○事務局（大内総括） 続きまして、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、15名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

傍聴される方々をお願いをいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、マイクをお渡しいたしますので、恐縮ではございますが、挙手をいただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料につきまして御説明を申し上げます。委員の皆様には、事前に議案書をお渡ししております。また、机上に参考資料、都市計画審議会条例、座席図及び委員名簿を配付しております。資料に過不足はございませんでしょうか。

2 会長の選任等

○事務局（大内総括） 続きまして、会長の選任を行います。平成28年4月の学識経験者の委員改選に伴いまして、新たに会長を選任するものでございます。都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験者の委員の中から、委員の選挙によって会長を選任することとなっております。選任に当たりまして、事務局が仮議長を務めたいと思っておりますが、よろしいでしょ

うか。

[「異議なし」の声]

- 事務局（大内総括） それでは、川名土木部次長が仮議長を務めさせていただきます。
川名次長、お願いします。

[川名土木部次長，仮議長席に移動]

- 仮議長（川名土木部次長） 宮城県土木部次長の川名でございます。暫時の間，議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは，会長の選任についてお諮りを申し上げます。先程説明のございましたとおり，会長は学識経験者の委員の中から選任することになってございます。委員の皆様から御意見を承りたいと思います。御意見ございますでしょうか。はい，どうぞ。

- 牛尾委員 これまでの御経験と優れた知見をお持ちでいらっしゃいます，舟引委員にお願いしたいと思ひます。

[「異議なし」の声]

- 仮議長（川名土木部次長） ありがとうございます。ただいま，牛尾委員より舟引委員に会長を務めていただくのがよろしいという御意見をいただきました。各委員から異議なしの声も出ました。
それでは皆様，御賛同をいただきましたようですので，舟引委員を会長に選任することに決定してよろしいでしょうか。

[拍手]

- 仮議長（川名土木部次長） それでは，舟引委員どうぞよろしくお願ひいたします。議長の責は以上とさせていただきます。大変ありがとうございました。

[川名土木部次長，事務局席に移動]

- 事務局（大内総括） それでは，議事の進行を舟引会長にお願いいたします。恐れ入りますが，議長席へ御移動願ひます。

[舟引会長，議長席に移動]

○舟引議長 皆様，御推薦をいただきました，宮城大学の舟引でございます。

僭越ではございますが，会長の職責を果たして参りたいと思っております。どうぞ，よろしく
お願い申し上げます。

■職務代理者の指名

○舟引議長 それでは早速，都市計画審議会条例第4条第3項の規定により，会長の職務代理者を
指名させていただきます。前回に引き続き，牛尾陽子委員を指名いたしますのでよろしくお願い
いたします。

■議事録署名人の指名

○舟引議長 次に，本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。伊藤恵子委員と齋藤
正美委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○舟引議長 次に，前回，第180回の審議会における議案の処理状況について，事務局から御報告
をお願いいたします。

2 前回議案の処理報告

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは，前回までの議案の処理結果につきまして御報告
いたします。お手元の議案書の3ページを御覧いただきたいと思っております。前回御審議いただきま
した議案でございます。第180回の審議会におきまして，議案第2328号「石巻広域都市計画区
域の整備，開発及び保全の方針の変更について」ほか1件について御審議いただきました。議案
第2328号及び第2329号につきましては，処理結果の欄に記載のとおり，所定の手続きをすべて
完了してございます。前回の処理報告につきましては，以上でございます。

○舟引議長 以上，御報告いただきました。御質問等はございませんか。

[「なし」の声]

○舟引議長 それでは，以上で，第180回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

○舟引議長 続いて，議案審議に入ります。本日の審議件数は，議案第2330号と第2331号の2件
となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので，御協力をお願い申し上げます。

○舟引議長 それでは，2330号「石巻広域都市計画緑地の変更について」を議題といたします。
事務局から議案の内容を御説明お願い申し上げます。

議案第 2330 号 石巻広域都市計画緑地の変更について

○事務局（尾形都市計画課長） それでは、議案第 2330 号「石巻広域都市計画緑地の変更」について、御説明いたします。

議案書の 5 ページをお開き願います。これは、石巻広域都市計画緑地の計画書となっております。太字で強調している箇所が変更箇所です。今回は、1 号矢本海浜緑地の面積を約 108.4ha に変更するものであります。

議案書の 6 ページをお開き願います。こちらは、石巻広域都市計画のうち、東松島市周辺を示した総括図となっております。図面上が北となっており、図面中央が東松島市、右側が石巻市となっております。矢本海浜緑地は、図面中央下に位置して、緑地の北側で北上運河及び南北上運河、南側で海岸線と接しており、ピンク色及び黄色で表示している区域が既に都市計画決定されている区域であります。図面右下の凡例にあるとおり、今回の変更は、赤の区域を追加し、黄色の区域を廃止するものであります。

参考資料の 1 ページをお開き願います。これは、矢本海浜緑地周辺を平成 28 年、今年の 3 月に撮影したものであります。この写真の中央に航空自衛隊の松島基地、その南側に北上運河及び南北上運河、さらにその南側に青色で囲んだ矢本海浜緑地がございます。当該地域の復興まちづくりの考え方としましては、黄色の実線で示している防潮堤を第 1 防御、赤の実線で示している防災盛土を第 2 防御、緑の実線で示している嵩上げ道路や防災盛土を第 3 防御とする多重防御施設の整備により、災害に強いまちづくりを進めることとしてございます。右下の断面図に、各防御ラインの関係を示しておりますので、あわせて御覧いただければと思います。

参考資料の 2 ページを御覧ください。これは、同地区の東側を平成 28 年の 5 月に撮影したものであります。写真の中央付近にあります、大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の進捗状況がお分かりいただければと思います。

参考資料の 3 ページを御覧ください。これは、石巻広域都市計画緑地の計画図となっております。図面上が北となっており、図面右下に凡例を示しているとおおり、ピンク色が既決定の区域、赤色が追加する区域、黄色が廃止する区域となります。図面の右上の方に産業系の区画整理であります大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域をオレンジ色の枠で、また北上運河及び南北上運河の災害復旧工事の堤防法線を水色の線で示しております。なお、この水色の線のうち図面中央付近で海岸側に湾曲している箇所がございますが、これは、運河の北側にあります航空自衛隊松島基地の滑走路がございまして、その航空制限を回避するため、運河の堤防を海岸側に移動しているものであります。

矢本海浜緑地における今回の変更は、この計画図の①に代表されます緑地東側区域の変更、②の南北上運河に架かる橋梁との取り合い部の変更、③、④に代表される北上運河との取り合い部の変更、一番西側の端部⑤に関する区域の変更の 4 点となります。このうち西側の端部⑤につきましては、緑地の西側に隣接する保安林との調整を図り、区域の一部を廃止するものです。これまでは現地にありました通路を緑地と保安林の区域界としておりましたが、今回の震災による津波で、この通路が消失したことから、緑地と保安林の区域界を筆界に変更することとし、これに

に伴い緑地の一部を廃止して、その管理を保安林側に委ねるものであります。

①から④の変更箇所につきましては、次のページ、参考資料の4ページにA-A'からD-D'の4つの断面を示してございますので、御覧ください。横断図A-A'は、排水処理について河川管理者との調整が整ったことから緑地区域の一部を廃止するものであります。横断図B-B'は、南北上運河に架かる上浜橋橋梁部であり、詳細設計実施に伴い、河川区域が減少となったことから、緑地の一部を追加するものであります。横断図C-C'及びD-D'は、北上運河の河川管理者との協議により、河川区域と緑地区域との管理境界を変更したことに伴い、緑地の一部を廃止するものであります。なお、横断図C-C'及びD-D'の横断図左側の海岸防潮堤につきましては、先程御説明しました多重防御施設の第1防御、横断図中央の防災盛土につきましては多重防御施設の第2防御となっております。

参考資料の5ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは、大曲浜地区被災市街地復興土地地区画整理事業の土地利用計画図に、当該緑地の土地利用計画図を重ねたものとなっております。参考までに大曲浜地区の状況につきまして御報告します。大曲浜地区被災市街地復興土地地区画整理事業につきましては、東松島市により平成26年10月に当該緑地区域の約11.5haを含めて約51.2haで都市計画決定がなされ、平成27年の2月の事業認可後に工事に着手してございまして、造成工事の進捗率は、概ね現在50%となっております。企業の立地状況につきましては、今年の7月末時点で宮城県漁業協同組合をはじめ15社と立地協定を締結してございまして、このうち1社が今年の4月から操業を開始してございます。

以上議案第2330号につきまして御説明いたしました。なお、縦覧の結果、意見書の提出はありませんでした。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

○舟引議長 はい、どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対し、委員の皆様方から御質問、御意見等いただきたいと思っております。どうぞ、どなたからでもよろしく御願いいたします。

齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 説明ありがとうございました。今回の都市計画緑地の変更については、北北上運河並びに南北上運河、この辺との取り合いというか、その辺の景観をより良くするため植樹帯とかのための変更ということで理解してよろしいのですね。

○舟引議長 事務局、お願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。運河と緑地の間にあります土地を、今回、河川側に委ねるわけですけれども、河川側で桜植樹活動とか植林ということを考えてございまして、河川の側帯の方に桜の植樹をしていくというふうにかがってございます。

○舟引議長 齋藤委員。

○齋藤委員 はい。そうしますと、より景観の良い北北上運河と南北上運河ができるのかなと思うのですが、植樹の、今後の計画というのは何かありますか。

○舟引議長 はい、それでは事務局、お願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。河川課の方で、貞山運河も含めた再生・復興ビジョンというものを25年度に策定してございますが、その中で、北上運河、南北上運河を含めて、全長25kmくらいを延長として、桜の植樹計画を作っております。それに基づいて、順にですね、堤防の復旧が終わったところから、植樹を開始しているということでございます。

○齋藤委員 はい。

○舟引議長 はい、齋藤委員。

○齋藤委員 あと1号矢本海浜緑地、これの計画、今、状況はどうなっているのでしょうか。それで、この部分の面積はどのくらいになっているのでしょうか。

○舟引議長 では、事務局どうぞ。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。現在、矢本海浜緑地の新たな区域につきましては、昨年度、今年の3月ですけれども、工事契約をいたしまして、現在、工事に入るまでの準備作業、河川側との工事の工程調整や区画整理側との工事の工程調整をしております。全体面積については、11.2haになります。

○齋藤委員 わかりました。

○舟引議長 はい。それでよろしゅうございますか。

はい。その他に御意見、御質問等、お願いいたします。

○伊藤（直）委員 はい。

○舟引議長 それでは、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤（直）委員 参考資料の5ページを、ちょっとお開きいただきたいと思いますが、ここに土地利用計画図ということで、区画整理の区域図が示されておりますが、実は、この運河を渡る橋梁が、ここに2つほど存在しておりますが、要はこの区画整理の計画と、それから区画整理外とのその計画のすりあわせといいますか、その辺がどの様になってるのか、お話をまずお聞かせ願えればというふうに思います。

それと、1ページでございますが、参考資料ですね。それで、これ計画の考え方を教えていただければと思ったのは、この赤で記された防災盛土、第2防御という施設、これが図面のちょうど中間位置で、線形というか法線が食い違った形で、その途中が抜けておりますが、こういうふうなところの処置と計画上はどの様な考え方でですね、こういうふうに、いわゆる段違いになっている様なところの処置というのをお考えなのか、その2つを確認させていただければというふうに思います。

○舟引議長 今、2点御指摘がございましたが、事務局の方から答えをお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。まず、参考資料の5ページの関係ですが、橋が2橋ございまして、1橋が左下の方にございます上浜橋でございます。もう1橋が南北上運河という字のところに隠されております橋でございますけれども、もう1つ、橋の様な細い歩道が上浜橋の上でございますが、その3橋をまとめてお話ししますと、小さな橋の方につきましては、歩道橋だったのですが、今回上浜橋が災害復旧事業として、県の方でとらせていただきましたので、その部分に歩道を拡幅する形で統合させていただくということで、河川の災害復旧につきましては、上浜橋の位置から、白地のラインを上へ上がって道路と交差するところから、上浜橋を掛け替えまして、公園の内部の区画整理の端部くらいまで、河川の災害復旧事業として整備することとなっております。また、南北上運河のところにかかっている橋につきましては、市道の改築工事と災害復旧を組み合わせた形で整備をしていくというふうに伺っております。

あと、参考資料の1ページになりますが、委員御指摘のとおり、第2防御の防災盛土にすきまが空いている様な感じになってございますが、ここは管理用通路があったということで、どうしても、こういう様な形で整備するというので、東松島市さんの方で整理したように伺っております。ただ、津波シミュレーション上、すきまが空いてどうなのだという話があったのですが、減衰効果の話も確認してございまして、その部分については減衰効果が十分に期待できるということで、空いたとしても、第3防御も含めて効果があるということで、シミュレーション結果がでてございますので、計画上は問題がないというふうに考えてございます。

○舟引議長 よろしゅうございますか。

では、その他ございませんか。

[「なし」の声]

○舟引議長 よろしゅうございますか。

それではお諮りいたします。議案第2330号について原案のとおり承認することに、御異議はございませんか。

[「異議なし」の声]

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。ありがとうございました。

【議決】議案第 2330 号：原案のとおり承認する。（賛成 15 名，反対 0 名）

議案第 2331 号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

○舟引議長 続きまして、2331 号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を御説明願います。

○事務局（井上下水道課長） はい。下水道課長の井上と申します。どうぞよろしくお願いたします。議案第 2331 号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」を御説明いたします。

議案書の 7 ページからが仙塩広域都市計画下水道にかかる案件になります。議案書の 7 ページをお開き願います。

はじめに、流域下水道につきまして御説明いたしますと、流域下水道は、複数の市町村の下水道を受けるために宮城県で設置、管理する下水道の幹線管渠、終末処理場でございます。この流域下水道に接続している市町村管理の公共下水道を、流域関連公共下水道と呼んでおります。仙塩流域下水道には、仙台市、塩竈市、多賀城市、利府町、七ヶ浜町の 3 市 2 町が含まれております。そして、今回の変更の対象となりますのは、仙台市仙塩流域関連公共下水道でございます。ここでは、富谷町の一部、向陽台地区が区域に含まれておまして、2 つの市町に関連する計画であるということから、宮城県が都市計画決定を行います。

仙台市におきましては、仙台市総合計画、あるいは仙台市都市計画課マスタープランといった上位計画を踏まえました「仙台市下水道マスタープラン」を策定いたしまして、下水道の最上位計画といたしまして、今年度からの計画期間としております。今回、この仙台市下水道マスタープランに雨水、あるいは汚水の排水区域を一致させるということを目的に、都市計画区域の変更を行うものでございます。

それでは、変更内容の御説明をさせていただきます。議案書の 8 ページをお開きください。仙台市仙塩流域関連公共下水道の排水区域につきまして、汚水を約 3,743ha、雨水を約 3,624ha に変更するものでございます。汚水と雨水のそれぞれに関しましては、次ページ以降より説明させていただきます。

まず始めに、汚水に関する説明であります。議案書の 9 ページをお開きください。図面上にグレー、灰色で着色している箇所、北の方の黒枠で囲った泉区方面のところなのですけれども、これが既決定区域でございます。その周辺で赤色で着色したところが、新たに汚水の排水区の追加する区域でございます。

それから、汚水に関する詳細につきましては、参考資料の 6 ページをお開きください。少し見やすくしてございまして、ここが区域です。七北田川の北ですね。図中枠囲いの①番をちょっと見ていただきたいのですけれども、排水区域全体の面積の話でございまして、排水区域全体面積の計測方法を、従来のプランニメーターを使いまして計測していたという方法から、GIS 計測方

法に変更いたしまして、排水区域全域の精査を行った、その結果、排水区域全体で 10haの増加となつてございます。また、その下です。図中枠囲いの②番につきましては、仙台市下水道マスタープランの策定を踏まえまして、泉区松森地区の 4.36haを追加するものでございます。

議案書 10 ページをお開きください。続きまして、雨水の計画でございます。図面上にグレーで着色している部分、これが既決定区域であります。赤で着色したところが、新たに汚水の排水区域を追加する区域、それから黄色で着色しましたところが排水区域から削除する区域となっております。これも、仙台市下水道マスタープランにつきましては、雨水については、将来人口の減少、あるいは市街化区域拡大抑制の方針を受けまして、段階的かつ効率的な雨水排水施設整備を図るために、排水区域と市街化区域を一致させるという方針をもってございまして、今回の変更と至っております。

雨水に関する詳細については、参考資料の 7 ページを御覧ください。まず、廃止する区域ですけれども、汚水と同様に、こちらも排水区域面積の計測方法を、やはりプランメーター方式から GIS 計測方式に変更いたしました。それで面積の精査を行った結果、排水区域全域で約 15.69haの減少となつてございます。また、市街化区域との整合を図るため、宮城野区岩切の下の枠囲いですね、宮城野区岩切の 0.73ha、それから泉区松森の 3.26ha、そして泉区七北田の 3.05haを排水区域から削除いたしております。追加する区域は、真ん中の赤の大きな部分ですけれども、泉区七北田、これは七北田公園なのですが、以前から市街化区域ではあったものの、雨水の排水区域に入っていなかったということで、ここの 26.22haを追加しております。

以上をまとめさせていただきますと、汚水に関しましては、既決定面積が 3,729ha、これに 14ha追加いたしまして、3,743ha。雨水につきましては、既決定面積が 3,620ha、これに 4ha追加いたしまして、3,624haとなっております。

以上で議案第 2331 号に関する説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○舟引議長 はい、どうもありがとうございました。では、ただいまの事務局の御説明について、御質問、御意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。

○齋藤委員 はい。

○舟引議長 はい。では、齋藤委員お願ひいたします。

○齋藤委員 これ、受益者人口というのかな、受益者人口はどうなの。つまり市街化調整区域にするというし、七北田公園の辺りは人は住んでいないのかな。その、人口の増減はどうなの。

○事務局（井上下水道課長） よろしいでしょうか。

○舟引議長 はい、事務局お願ひします。

○事務局（井上下水道課長） 七北田公園のところは人が住んでおりませんですし、それから、今の黄色の部分ですね、削除する部分は市街化調整区域ですが、人が住んでいる部分もごさいます。民家もごさいますので、その分、戸数は多くないのですけれども、ただ、雨水です。

○齋藤委員 汚水の方はどうなの。

○事務局（井上下水道課長） 汚水としては、松森地区の部分が加わると。

○齋藤委員 はい。

○舟引議長 齋藤委員。

○齋藤委員 変更のあることによって、面積が、例えば、汚水の部分は3,743haで14haばかり増えるのかな。こっちが4haかな、汚水は。それによって特に汚水の方は、受益者の、受益人口というのかな、汚水の排水区域における人口の増減はどうなの。

○舟引議長 はい、では事務局どうぞ。

○事務局（井上下水道課長） ここは松森地区、松森の清掃工場の部分でございまして、人は住んでごさいません。現在、南蒲生の方に排水しておりますので、それを将来、この仙塩の方につながり替えた場合は、汚水量としては増えるのですけれども。

○齋藤委員 わかりました。

○舟引議長 齋藤委員、よろしいですか。

○齋藤委員 はい。

○舟引議長 他に、御意見、御質問ございませんか。

はい、伊藤委員お願いします。

○伊藤（直）委員 では、1点だけ。これも確認だと思います。資料の7ページを御覧いただきたいと思いますが、「市街化区域との整合を図り削除するもの」ということで、②から④まで記載されております。その中で3haを超える部分、これは現在の市街化区域に接する部分、意見書等も出なかったということ、それから多分仙台市さんも、これを更に市街化にしていこうという意思がないということ、そういうふうなことで、減らしたというふうに理解した訳ではありますが、この辺は、対地元との意見が出ないということですが、地元との意見調整というのは、どの様な形でされたのでしょうか。その辺をちょっとお話しをいただければなと思います。

○舟引議長 はい。では、事務局どうぞ。

○事務局（井上都市計画課長） 市のマスタープランと先程申し上げましたけれども、作成時にパブリックコメントで意見を募集しているというふうに聴いておりますけれども。

○舟引議長 はい、伊藤委員。

○伊藤（直）委員 要は、この方々が、将来、市街化区域に編入されるだろうという意識はない、という理解でよろしいわけですね。

○舟引議長 はい、事務局お願いいたします。

○事務局（井上下水道課長） はい。そのとおりです。

○伊藤（直）委員 わかりました。

○舟引議長 よろしいですか。では、その他。

それでは徳永委員お願いいたします。

○徳永委員 はい。今回参考資料を見させていただいてよく分かったのですが、実は議案書の書き方ですと、8ページに変更理由が書かれておりますけれども、こちらの方に計測方法による違いという記載がないのですよね。で、図面だけ見ると、どうも事前にいただいているのを見て、腑に落ちなかったのが、明らかに面積が、図示されている面積って、全然違うなという感じを受けましたので、何かやはり議案書の方でもその面積変更に伴う部分というのは記載しておくべきではないかなという気がしましたけれども、いかがでしょうか。

○舟引議長 では、事務局お願いします。

○事務局（井上下水道課長） おっしゃるとおり、議案書だけですと数字が合わなくなってしまうので、これ今後ですね、参考資料のレベルというか、表形式にするのか、数字が合うような形で、御説明するようにいたします。

○舟引議長 ちょっと、お答えの趣旨が今ひとつ分かりにくかったのですけれども。

○事務局（井上下水道課長） 委員の御指摘は、参考資料の方だと詳しくプラス・マイナスが出てきて、議案書だけ見ていたのでは、プラス・マイナスが合わないというか、中々分からないということなので、議案書の8ページですか。こちらに、全体をGIS方式に変えましたという様な

理由を付け加えて、それでプラス・マイナスいくらですねという形で、数字を合わせて、分かりやすい資料にしたいと思いますけれども。

○徳永委員 補足ですが、議案書の方ですと、汚水の方で差が14haあるわけですよね。それから、雨水の方で4ha、という差なのですけれども、図面の赤の大きさを見ると、明らかに後ろの方が大きい画になっているのですよね。これはなんでだろうと、最初見たときに不思議だったものですから。はい、よろしくお願いします。

○舟引議長 徳永委員、今の説明でよろしゅうございますか。

○徳永委員 はい。

○舟引議長 では、その他御意見ございますでしょうか。

[「ありません」の声]

○舟引議長 よろしゅうございますか。

それではお諮りいたします。議案第2331号について原案のとおり承認することに、御異議はございませんか。

[「異議なし」の声]

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

【議決】 議案第2331号：原案のとおり承認する。(賛成15名、反対0名)

4 その他

○舟引議長 以上で、本日本日予定していた審議案件はすべて終了いたしましたけれども、委員の皆様から、何かこの他にございますでしょうか。

5 閉会

○舟引議長 特にならぬようでございますれば、これで本日の会議を終了いたしたいと思っております。皆様の御協力で、つつがなく務めることができましたことを改めて御礼申し上げます。それでは、事務局の方に議事をお返しいたします。

○事務局（大内総括） お疲れ様でございました。以上をもちまして、第181回宮城県都市計画審議会を終了いたします。なお、次回は10月28日金曜日を予定しております。日程につきましては後日改めて連絡を申し上げます。本日は、ありがとうございました。

平成28年8月4日（木）午後2時15分 閉会